

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### (1) 実施状況

横瀬川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成24年10月25日までに検討の場を1回、幹事会を4回開催した。

第1回幹事会において確認された検討の場の規約をP6-3～P6-6に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P1-6の「表1-2-2 検討の場の実施経緯」を参照。

#### (2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成24年10月25日に開催した検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

##### 〔高知県〕尾崎知事

- ・治水対策や新規利水などの総合的な評価として最も有利な案は、横瀬川ダム案ということで、コスト面などから妥当な評価と考える。
- ・中筋川沿川の地域では、中筋川ダムの完成以降も、家屋、農地、国道等の浸水被害が発生している。また、横瀬川ダムは、四万十市の上水道の水源としても位置付けられている。このため、浸水被害の一日も早い解消と衛生的な飲料水の安定確保に向け、横瀬川ダム建設に遅れが生じないように、早期に検証の結果を出していただきたい。
- ・来年度の予算枠が間もなく固まる時期になるが、大臣の方針が出されれば、速やかに方針に沿った対策が促進できるよう、予算を確保しておいていただきたい。

##### 〔四万十市〕田中市長

- ・四万十市は、歴史的に洪水の被害に見舞われてきた。その中でも中筋川は河床勾配が緩く排水が良くない。国道等の浸水も長時間となり住民の生活に支障を来している。
- ・旧中村市時代からダム推進という立場で議会でも論議をし、議決もされ、市を上げて取り組んできている。
- ・四万十市・宿毛市で構成する横瀬川ダム建設促進期成同盟会も開かれ、早期着手、早期完成の決議も成されている。
- ・災害から生命、財産を守り、地域活性化のためにはダム案以外の対策はあり得ないと思う。是非出来るだけ早い時期にダムの再着手をお願いしたい。
- ・西部統合簡易水道事業は、横瀬川ダムがあって成り立つものである。ダム事業のストップで水道のパイプラインの延伸もストップせざるを得なくなっている。現在の進捗状況からもダム案以外の対策はあり得ないと思う。

- ・西部統合簡易水道事業の一日も早い効果発現、また渇水時の農業用水を含めた必要流量の確保のため、横瀬川ダムの早期着工・完成を強く望むものである。

#### 〔宿毛市〕 沖本市長

- ・これまでの幹事会において、ダム建設とそれ以外の治水・利水・正常流量の3つの面について検討されているが、特に治水対策は重要と考えている。
- ・堤防の越水や破堤の恐れのある大洪水には、ダム建設は必要であると考えており、ダム建設は早急に取り組んで頂きたい。
- ・そのうえで、今後の課題として意見を述べたい。中筋川流域は、河川勾配が緩く、その上、流域と河川の標高差が小さいなど、内水洪水を受けやすい地形である。
- ・十数年前の中筋川ダム完成後も、今年、平田の国道56号線が浸水したように、道路や家屋・農地などの内水被害が頻発している。こうした多発する内水洪水対策についても調査・検討をして頂きたい。
- ・以上まとめると、ダム建設事業はできるだけ早く進めて欲しい。また、ダム事業とあわせて、内水など様々な洪水被害対策も進めて頂きたい。

## 【資料－１】

### 横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

#### (名称)

第1条 本会は、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 国土交通省四国地方整備局（以下「検討主体」という。）は、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的に、検討主体と関係地方公共団体からなる検討の場を設置する。

#### (検討主体)

第3条 検討主体は、実施要領細目に基づき、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

#### (検討の場)

第4条 検討の場は、別紙－１で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

#### (幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－２で構成される。
- 3 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。
- 4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。

2 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする場合がある。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省四国地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月18日から施行する。

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

**【構成員】**

高知県知事

四万十市長

宿毛市長

**【検討主体】**

四国地方整備局長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」  
の構成

【構成員】

高知県 土木部長

四万十市 副市長

宿毛市 副市長

【検討主体】

四国地方整備局 河川部長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

## 6.2 パブリックコメント

横瀬川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、治水、利水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案を立案し、概略評価による対策案の抽出を行った時点でパブリックコメントを実施した。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

### 6.2.1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集対象

- ① 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について
- ② 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の概略評価について

#### (2) 募集期間

平成23年5月27日（金）～平成23年6月27日（月）

#### (3) 提出方法

郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法

#### (4) 意見募集結果の概要

##### 1) 意見提出者

45（個人44、団体1）

##### 2) 意見概要

- ① 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について
  - ・ 治水対策案の遊水地案について、「横瀬川ダムの貯水池を遊水地でカバーするための農地を確保することは非現実的」、「これまで治水事業で守られてきた優良農地を取り上げ犠牲にすることは、地元としては受け入れない」などのご意見がありました。
- ② 治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の概略評価について
  - ・ 工期、実現性の評価等についてご意見がありました。

### 6.2.2 パブリックコメントにより寄せられたご意見

パブリックコメントにより寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、横瀬川ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表 6-2-1 に示す。

なお、できるだけわかりやすく説明する観点から、寄せられたご意見等について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す。

表 6-2-1-1 (1) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (1/8)

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
★	ご意見を踏まえ、対策案を追加したもの	
1	<p><b>【遊水池(調節池)等を含む治水対策案について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横瀬川ダムの貯水量を遊水池でカバーするための広さの農地を確保することは非現実的で、困難ではないか。</li> <li>・遊水池が想定されている江ノ村箇所は、つるの里づくりとして自然再生協議会も全面的に支援を行い、ツルの越冬地造成や無農薬米の栽培など、地域全体として活動が行われ農業基盤の発展にもつなげている。このような地を遊水池とするならば、地域の取り組みに水をさすものであり、地域としては到底納得できるものではないと考える。</li> <li>・当地域は、地域経済が低迷する中で農業が大きな経済基盤になっており、最近では無農薬米の栽培など新たな農業の取り組みも進められている。「堤防かさ上げ案」や「遊水池案」などの治水対策案は、これまでの治水事業等で守られてきた優良農地を取り上げ犠牲にすることになり地元としては到底受け入れられない案である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目川において、「治水対策案は、以下の1)～2)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する(略)3)遊水池(調節池)等」と規定されています。これに基づき、遊水池を含む治水対策案についても検討を行っています。</li> <li>・ご意見を踏まえ、遊水池案については、営農への影響に配慮し、農地への影響を少しでも回避するために遊水池面積を小さくした「遊水池(掘削無し(小))」と、他の治水対策と組み合わせ、複数の治水対策案として検討します。</li> <li>・また、同様に営農への影響に配慮した、「放水路(海ルート)」、「放水路(四万十川ルート(小))」、「既設ダムの有効活用(中筋川ダム貯水池掘削)」が含まれる対策案も、複数の治水対策案として検討します。</li> </ul>
★	頂いた主なご意見	
◆	各対策案の概略評価について	
2	<p><b>【横瀬川ダム建設を含む治水対策案について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本流の水位が僅かでも低ければ排水ポンプの能力が高まることから、横瀬川ダムの完成による洪水調節に期待する。</li> <li>・我々にとっては大雨による出水を調節して床下浸水等を未然に防止してもらう為に、横瀬ダムが必要不可欠であると考える。</li> <li>・今後完成までに要する費用及び完成までの期間を勘案すると、議論の余地は無く、誰が見ても現計画の横瀬川ダムの建設が最適な方法である。</li> <li>・中筋川ダムだけでは大雨時の冠水時のずらしがまだ足りず、山田・平田地区の道路が冠水してしまうので横瀬川ダムも設置し対応をしてください。</li> <li>・地域の過疎化、それに伴う高齢化を考えると災害があった場合に避難、救援の体制にぜい弱性を感じる。現行対策案を超える災害があってはならないわけで、より万全な対策としてダムが必要である。</li> <li>・中筋川は河床勾配が1/25000以下と緩く、現況堤防高も四万十川(実崎)と中筋川(磯の川)はさほどの高低差はない。洪水時には四万十川水位の上昇も考えられ、水量の流下は大きくは望めない。中筋川と横瀬川の合流地点部の洪水対策には流下雨量を減らすことが現実的に可能な唯一の方法と考ええる。</li> <li>・ダム案は用地も解決済みであり、他の施設(付け替え道路、仮排水トンネル等)も完成している事から、事業の説明責任から考えれば他の概略対策は現実的でない。</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横瀬川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。</li> <li>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

表 6-2-1-1-(2) 寄せられたご意見と検討主体の考え方(2/8)

★頂いた主なご意見	
◆各対策案の概略評価について	
<p>【河道の掘削を含む治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削の案ですが中筋川の勾配は大変ゆるくその効果が心配されます。</li> <li>・河岸を掘削し、河道を拡幅することにより、河川本来が有している瀬と淵の構造や自然河岸を喪失させる可能性が大きく、アジアオナリや魚類、鳥類を含む当河川独特の河川生態系に対して大きな影響を及ぼすことが予想される。具体的には、水辺の河畔林や糞生が失われると、そこから落下する昆虫などを捕食する魚類にとっては餌の供給量が減少するとともに、河岸植生や水中植物など魚類の隠れ家となる場所が失われるといった問題も生じる可能性がある。さらに、河岸の湿地帯が失われると鳥類の越冬地としても適さなくなる可能性が考えられる。</li> <li>・中筋川はこれまでに河道掘削によって広げられるところまでは広げ堤防の保護も重ねてきている。河道内の樹木伐採等もすすめる治水効果をあげるためのことはしてきてきたと思われる。しかしこれ以上の掘削を進め治水効果を上げるため工事を進めると、過去の下流域の掘削の結果塩分による塩害の問題が起きたようなことが起こりうる。中筋川はもうこれ以上側面、河床の掘削はすでに出来ていてもう余地はない。仮に川幅を広げたとしても、流水の落差のない河川のため効果は期待できない。</li> <li>・アジアオナリの生育域の保全、塩水遡上防止、上流のウグイ・アユ・ヨシノボリの生育域の保全に配慮した掘削下限高を設定し、下限高以下の掘削は行わないとしているが、具体的な下限高の設定根拠が不明である。</li> <li>・中筋川改修では河道付替え時に、塩害訴訟に発展した経緯もあり、河道掘削案には事業者として塩水遡上対策(堰等)の恒久対策が必要である。</li> <li>・河道掘削は単一的な断面となり、生態系に与える影響は非常に大きなものとなる。その一方で、中筋川流域では『ツルの里づくり』(希少種の保全・多様な生息環境の復元)を指しており、河道掘削案は、環境影響から受け入れられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)~26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略)5)河道の掘削」と規定されています。これに基づき、河道の掘削を含む治水対策案についても検討を行っています。</li> <li>・具体的には、同細目に基づき検討を行った18の治水対策案のうち河道の掘削を中心とする治水対策案に加え、堤防のかさ上げ、放水路、遊水地や既設ダムの有効活用などと組み合わせるものも含め、13の治水対策案において、河道の掘削を含んでいます。また、13の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「横瀬川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案は全て、河道の掘削を含んでいます。</li> <li>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(被害軽減効果)2)河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか(略)7)環境への影響」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、安全度及び魚類、植物などに対する河道の掘削による影響について、それぞれ評価を行っています。</li> <li>・中筋川には特定種のヤリタナゴ、タモロコ、モツゴが生息するとともに、特別天然記念物に指定されているナベツルの渡来が確認されるなど、豊かな自然環境を有していることから、河道の掘削を含む治水対策案の立案にあたっては、魚類等の生息・移動への影響を回避するために、掘削下限高を平水位程度として設定しており、河床や水中への影響も小さく、部分的に存在する自然の瀬淵状態を維持できると想定しています。また、自然の潮止め機能を有する中筋川5km付近の最深河床高も現状のまま維持することで、塩水の遡上に変化は少ないと考えられており、堰などの新設は検討していません。</li> </ul>
<p>【堤防のかさ上げを含む治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地買収、隣接する道路・橋等多くの改修が必要となり、整備期間が長く、実現性が問題です。</li> <li>・(再)当地域は、地域経済が低迷する中で農業が大きな経済基盤になっており、最近では無農薬米の栽培など新たな農業の取り組みも進められている。「堤防かさ上げ案」や「遊水地案」などの治水対策案は、これまでの治水事業等で守られてきた優良農地を取り上げ犠牲にすることになり地元としては到底受け入れられない案である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)~26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する(略)7)堤防のかさ上げ」と規定されています。これに基づき、堤防のかさ上げを含む治水対策案についても検討を行っています。</li> <li>・具体的には、同細目に基づき検討を行った18の治水対策案のうち堤防のかさ上げを中心とする治水対策案に加え、河道の掘削、放水路、遊水地や既設ダムの有効活用などと組み合わせるものも含め、14の治水対策案において、堤防のかさ上げを含んでいます。また、14の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「横瀬川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案のうち、4案が堤防のかさ上げを含んでいます。</li> <li>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(略)6)地域社会への影響」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、農地など用地買収が伴うことへの影響について、評価を行っています。</li> </ul>

表 6-2-1-1-(3) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (3/8)

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
★頂いた主なご意見		
◆各対策案の概略評価について		
5	<p><b>【ダムの有効活用(ダム再開発・再編、操作ルールの見直し等)を含む治水対策案について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設ダムのかさ上げ案、等も20年も要することには被害地区の私達には耐えられない。</li> <li>・中筋川ダムの未利用の利水容量を治水容量に拡大し、後放流の制限可能な管理型のダムに改修する。</li> </ul>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する。(略) 2)ダムの有効活用(ダム再開発・再編、操作ルールの見直し等)」と規定されています。これに基づき、ダムの有効活用を含む治水対策案についても検討を行っています。</p> <p>・具体的には、同細目に基づき検討を行った18の治水対策案のうち、河道の掘削、堤防のかさ上げや遊水地と組み合わせた6の治水対策案においてダムの有効活用(ダム再開発・再編、操作ルールの見直し等)を含んでいます。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略) 1)安全度(略) 8)段階的」にどのようにより安全度が確保されていくのか」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、段階的に確保される安全度について評価を行っています。</p> <p>・中筋川ダムの未利用の利水容量を治水容量に買い取る方策については、河道の掘削、堤防のかさ上げや遊水地と組み合わせて、2の治水対策案を立案しています。なお、「後放流の制限可能な管理型のダムに改修する」ことについては、洪水のピーク流量を低減することができないことから、治水対策案としては立案していません。</p>
6	<p><b>【概略評価の視点について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期と実現性が最重要と考えます。地域住民は、とにかく早い整備を希望している。</li> <li>・全国一律で評価すべきではなく、その河川及び流域のことを一番よく知っており、そこで生活をしている住民の意向を「第一」にするべきである。</li> </ul>	<p>・治水対策案については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すように評価軸で評価する。(略) 1)安全度(略) 8)段階的」にどのようにより安全度が確保されていくのか(略) 3)実現性」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、一定の期限後に確保される安全度及び実現性について、評価を行っています。</p> <p>・また、利水対策案については、同細目において「立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略) 1)目標(略) 2)段階的」にどのようにより効果が確保されていくのか(略) 3)実現性」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、一定の期限後に確保される効果及び実現性について、それぞれ評価を行っています。</p> <p>・なお、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることを重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。</p>

表 6-2-1-1-(4) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (4/8)

★頂いた主なご意見	
◆その他事項の意見・提案等	
<p><b>【ダム事業の検証について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで幾度も台風や集中豪雨にみまわれる度に浸水。また、冬期には渇水。せつかくの治水・利水目的のダム計画を凍結。政権が変わったの地元無視の施策に対して多いいに憤りを感じる。</li> <li>・近年豪雨の度に災害にみまわれおり市民生活はもとより地域の開発に大きな支障をきたしている。今までの経過を考えれば、ダム建設が最適であることが明確でダム以外の方策は全く検討の余地はない。</li> <li>・横瀬川ダム建設の是非は東日本大震災の教訓から想定水量・被害の再検証を行い、遊水池確保、直轄河川の河床の掘削、堤防の補強等、アンケートなど地元住民の提案や意見を聴取して事業の必要度で決定する。</li> <li>・もともと治水・利水の目的に現行案が是として進行していた。早期の検証期間を終えダムの早期完成を望む。</li> <li>・直轄ダム事業は、全て中止するのでしょうか？ 地元的・環境的にも特段の問題もない事業は、一日も早く検証作業を終えて、事業再開をお願いします。</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横瀬川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を行っています。</li> <li>・同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されています。</li> <li>・また、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。</li> <li>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>
<p><b>【治水対策全般について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私達の宿毛市戸内地区では、ここ数十年間毎年のように水害に悩まされている。住宅はもちろん国道・県道・市道・農作物の被害を受けてた。そのため、中筋川ダムの建設を住民挙げて協力をしてきてきたが、浸水被害の解消に至っていないのが現状であり、一日も早い被害の解消を願っている。</li> <li>・元来中筋川流域は河川の氾濫により、地域住民の生活、農水産業の被害は莫大なものであった。最近では中筋川右左岸の土手の改修、中筋川ダムの建設により洪水調整が行われ、昔から比べると治水についてはずいぶん改善されてきたが、中筋川ダムだけではまだまだ不十分。特に洪水時、道路(国道)冠水の為、救急搬送に支障をきたし、人命にもかかわる。</li> <li>・「既設ダムの未利用の利水容量を治水容量に拡大し、後放流の制限可能な管理型のダムに改修」洪水が多発している全ての内水域に排水機場を完備」「中筋川上流域の未整備である山田川や横瀬川の改修を実施」「直轄河川の抜本改修を実施」の4点の対策事業を最優先。これらの事業は国県両市が連携し実施すること。</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見のとおり、中筋川流域では近年でも浸水被害が相次ぎ、早急な治水対策が必要であると認識しています。そのため、「ダム事業の検証に係る検討に関する実施要領細目」に基づき、予断無くダム事業の検証に係る検討を進め、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> <li>・なお、中筋川の直轄管理区間については、「渡川水系中筋川河川整備計画[直轄管理区間]」で定められた河道内の樹木伐採と堤防の補強工事は完了しています。今後、河道内に樹木が再繁茂した場合には、必要に応じて伐採を行うなど、流下能力の維持に努めます。</li> <li>・中筋川水系の県管理区間については、河川管理者である高知県より、横瀬川は中筋川改良工事全体計画(昭和57年策定)に基づき河川改修部分は実施済み、また、山田川についても上流の一部区間を除き実施済みである旨を聞いています。なお、現在、ヤイト川中流域の河川改修を進めており、残る未整備箇所についても随時進める旨を聞いています。</li> <li>・ダムの有効活用については、【分類番号5】、内水対策については、【分類番号9】を参照願います。</li> </ul>

表 6-2-1-1-(5) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (5/8)

★頂いた主なご意見	
◆その他事項の意見・提案等	
<p>【内水被害への対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中筋川ダム建設後も頻発している内水洪水へのダムの効果と逆効果を検証する。内水洪水助長や防止することに効果がないとの判断ができれば国の責任で内水対策を強化する。</li> <li>・大降雨のみを想定し、頻発する内水洪水を無視した河川対策中心の考え方は住民意識と乖離している。ダムは現況の頻発する洪水でも河川水位を下げる効果はある。しかし下がったとしても、家屋や国道、農地が浸水する水位よりも常に高く、こうしたほとんど内水洪水には役立たない。逆にダムの後放流で河川水位が高止まりし、排水施設の未整備の地区では洪水の排水に悪影響を与え、浸水水位も浸水時間も高進する。こうした事実を正確に検証すべきである。</li> <li>・(再掲)洪水が多発している全ての内水域に排水機場を完備する。</li> <li>・中筋川ダムにゲートの設置をすれば内水被害を減少させることができると思っています。</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムには洪水調節により河川のピーク水位(外水)を下げる効果があります。中筋川流域では、近年の大きな洪水である平成23年10月洪水において、中筋川ダムの洪水調節により磯ノ川基準地点の河川のピーク水位を約80cm下げました。中筋川ダムによる洪水調節が無かった場合、中筋川上流の山田地区等において計画高水位を約70cm越えていたものと想定されます。</li> <li>・このように、ダムによる洪水調節で河川水位を下げることで、洪水を安全に流下させるとともに、河川水位を計画高水位以下に抑えることにより排水機場や排水ポンプ車の運転を続けることができると、内水による浸水被害を軽減する効果があります。一方で、ご指摘のように、洪水調節後の放流により河川水位が高い状態が続くこともあり、地盤が低い地域では内水を排除するのに要する時間が長くなる場合もあります。中筋川流域では、これまでも浸水被害の発生状況や地元自治体の要請に応じて排水ポンプ車を配置するなど、内水被害の軽減に努めてきたところです。</li> <li>・今後、洪水や内水による浸水被害の発生状況を注視しつつ調査・検討を行うと共に、必要な施策について幅広く検討し、国、県、市が協力・連携・分担して取り組んでいきたいと考えています。</li> </ul>
<p>【水資源の確保の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム整備により、渇水期においても水の流れを確保して農業・漁業活動などができようようにしてほしい。</li> <li>・近年の不安定な降雨状況の為、水不足となり、近辺の川や農業用水の不足といった事が起こっている為、ダムを建設する事で、降雨状況に左右される事なく導水を確保する。</li> <li>・渇水時には、山田地域においては溜池が3カ所ありますが、連年、水不足に悩まされております。</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中筋川流域では、平成4年、7年、14年、23年等の渇水で横瀬川では瀬切れ状態となり、河川流量、農業用水の不足などが発生しています。このような状況も踏まえて、「渡川水系中筋川河川整備計画〔直轄管理区間〕」では、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量として「漁業」、「利水流量」等を考慮して、磯ノ川基準地点でかんがい期：概ね1.15m<sup>3</sup>/s、非かんがい期：概ね0.70m<sup>3</sup>/sを確保することになっています。</li> <li>・今回の横瀬川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から四国地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や方法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき検討を行っています。</li> <li>・なお、横瀬川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

表 6-2-1-1-(6) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (6/8)

★頂いた主なご意見 ◆その他事項の意見・提案等	
11	<p><b>【河川環境等の改善の必要性について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中筋川下流域の濁りが改善されていないので横瀬川ダム設置放水により、水質の改善が少しでも良くなるのではないか。</li> <li>・雨が降れば、すぐ中筋川の水かさが増え、晴れると水かさが減り、河床(河原?)にゴミが積もり、腐敗して水質が悪くなる。そのため、水量を管理できるよう横瀬川ダムだけでなくもっと多くのダムを作って水量を調整して、きれいな河川にして欲しい。</li> <li>・河川に生息する生物は、河川流量の増減と密接に関わって生きている。例えば、通し回遊魚であるアユやヨシノボリは遡上期に豊富な水量があればより上流に遡上できるし、産卵期の濁水は卵の干死や産卵場の減少など悪影響を及ぼす。このような観点から、自然の流況条件を監視しつつ、魚類等の生態に配慮して下流域に一定の流量を供給することは彼らの生活環境を保証する上で効果的に働く。</li> </ul>
12	<p><b>【費用対効果の算出について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の費用対効果の算定根拠が画一的で地域実態に合っていない。想定する大降雨には計画高水位に達し、この高水位の標高まで有岡以南から具同までの全流域が全て浸水すると想定している。しかしこれは実態に合わない。なぜなら、この流域は中筋川への支流の堤防によって有岡、間などと約10ブロックほどに分離されている。1ブロックの堤防を越える被害が発生した場合、他のブロックの堤防の越水や破堤の負荷は軽減される。こうした根拠に基づき全てのブロック・全流域がその高水位の標高まで浸水することは考えられない。被害額の積算を再検証すべきである。</li> <li>・また、中筋川ダムを建設する時点で、同様の被害想定をはずさずである。中筋川総合開発事業として横瀬川ダムは継続する事業であり、今回の効果の算定には、2つのダムでどれだけの効果が発生するのかの積算が必要である。こうした費用対効果を明らかにすべきだ。</li> <li>・さらに、算定には入っていないと考えるが、計画高水位に達しない、堤防破堤とは無関係の流域の現況である頻発する洪水の被害額をどのように位置づけているのか明確でない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中筋川は、環境基準B類型のSS:25mg/l以下に指定されていますが、中筋川下流の坂本地点のSSは7mg/l程度で環境基準を満足しています。しかし、しらかき期に水田から中筋川に濁水が流れ込むと、中筋川の河床勾配が約1/8,000と緩く河川流速が遅いため、河川全体が濁った印象を受けるものと考えられます。</li> <li>※SS(浮遊物質):水中に浮遊する固形物の量を表し、数値が高いほど濁っていることを示す。</li> <li>・「渡川水系中筋川河川整備計画[直轄管理区間]」では、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量として「動植物の生息地又は生育地の状況」、「漁業」、「流水の清潔の保持」、「利水流量」等を考慮して、磯ノ川基準地点でかんがい期:概ね1.15m<sup>3</sup>/s、非かんがい期:概ね0.70m<sup>3</sup>/sを確保することになっています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果の算出については、横瀬川ダムの検証に係る検討において、「治水経済調査マニュアル 案川(平成17年4月国土交通省河川局)に基づき今後行うこととしています。</li> <li>・また、中筋川ダム、横瀬川ダムの費用対効果について、各ダム毎に算定していますが、横瀬川ダムについては中筋川ダム完成後の現状を前提として費用対効果を算定しており、中筋川ダムと横瀬川ダムの費用対効果は重複していません。</li> <li>・なお、ダムの費用対効果の算定にあたっては、洪水で計画高水位に達し破堤することによる被害額(便益)のみを適切に算定していきます。</li> </ul>

表 6-2-1-1-(7) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (7/8)

★頂いた主なご意見	
◆その他事項の意見・提案等	
13	<p><b>【ダムによる水力発電について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模発電も検討素案の一つに取り上げられたい。</li> <li>・福島の問題により、自然エネルギーが今後拡大する中、ダムによる発電も考えなくてはいけない。</li> </ul> <p>等</p>
14	<p><b>【異常気象等への対応について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後この地域でもいつ発生するかわからない、渇水や異常気象等の備えとしてダムによる計画的な利水や治水は必要不可欠である。</li> <li>・私は40年余り横瀬川下流域で生活しているが台風などの出水時には堤防を越えるのではないかと危惧を感じた事が何度かある。過去の安全が将来の安全を保障してくれものでもなく、近年は各地で異常気象等も多々発生しておる状況も、まえくれば、想定外の事態とならぬ様ダムによる治水で安心して暮らせる地域作りを切に希望する。</li> </ul>

・横瀬川ダム建設事業では、ダム下流の正常流量確保のためのダムからの放流水により発電し、ダム管理に必要な電力をまかなうダム管理用発電を計画しています。なお、既設の中筋川ダムにおいても、ダム管理用発電を行っており、水力エネルギーを有効に活用しています。

・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すように評価軸で評価する。(略) 5)柔軟性」と規定されています。これに基づき、横瀬川ダム建設事業の検証においても、将来の不確実性に対する柔軟性について、評価を行ってまいります。

・なお、異常気象に関しては、四国地方で頻発している気候変動の影響を把握するために、「四国地方の気候変動レポート2010」(国土交通省四国地方整備局)が公表されています。「四国地方の気候変動レポート2010」によると、長期的傾向として年降水量の多雨の年と少雨の年の変動が拡大しており、渇水と洪水の頻発・被害の深刻さが懸念されます。また、短期的傾向としては、短時間に大雨が降る回数について増加の傾向が見られています。

・今後とも、堤防等の整備、既存施設の信頼性向上などのハード対策、ハザードマップ等の整備、支援、雨量・河川水位のリアルタイム情報の提供、関係機関との連携・情報共有などのソフト対策を着実に推進するとともに、最新の知見も参考としつつ、今後の気候変動への適応策について、調査・検討に努めていきたいと考えています。

表 6-2-1-1-(8) 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (8/8)

★頂いた主なご意見	
◆その他事項の意見・提案等	
<p>【東南海・南海地震への備えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月11日に起こった東日本大震災、今後近い将来起こるであろう東海、東南海地震の津波被害を考えた時、宿毛市民が利用する水道の取水場が宿毛市和田の田園に囲まれた地下40～50mの所にあると知り、松田川を津波が駆け上り、堤防を破壊し、取水等も不可能になり市民生活もまともにできなくなる。命の水を確保する為に近隣に非常用浄化ろ過装置等の付いたダムが必要なのではないか。</li> <li>・想定される南海大地震の津波対策について、今後の対策案の検証に生かされるべきである。本事業の計画確率と南海大地震の発生確率とは大きな差はない。堤防高さや耐震性、ダムの構造、避難体制の確立等々、総合的な判断が求められる。</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東南海・南海地震などの大規模地震による堤防等の河川管理施設への影響については、これまでも「河川構造物の耐震性能照査指針(案)・同解説」(平成19年3月)に基づき耐震性能の照査を実施しており、平成22年度までに実崎樋門・津蔵瀧水門の耐震補強と、津蔵瀧水門・実崎樋門・古津賀樋門のゲート閉鎖の自動化・高速化を完了しています。その他の河川管理施設についても必要な対策を行うこととしています。</li> <li>・また、東日本大震災を踏まえ、国・県等の行政機関、学識経験者、経済界、ライフライン事業者等幅広い分野の方々(47機関)の参加の下、「四国東南海・南海地震対策戦略会議(事務局:四国地方整備局)」を設置し、防災に関して四国が一体となって取り組むべき施策や各機関が重点的に取り組むべき施策等について、四国地方における東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対する「四国地震防災基本戦略～来るべき巨大地震に備えて～」(以下、地震防災基本戦略という。)を平成23年12月2日に策定したところです。(参考: <a href="http://www.skr.milt.go.jp/pres/h23backnum/kikaku/111202/111202-3.pdf">http://www.skr.milt.go.jp/pres/h23backnum/kikaku/111202/111202-3.pdf</a>)</li> <li>・「地震防災基本戦略」では、「初動対応・応急対策などを迅速・円滑に実施することを目的に、仕組みや体制など、準備できるものは出来る限り事前に構築することにより被害の最小化を目指す」「基本戦略に掲げる取組を実施していくため、施策毎に各機関の役割分担を明確にし、特に重要な初動対応・応急対応をメインに10のプロジェクトチームを設置」「中央防災会議の最終報告(被害想定等)を踏まえた見直しや、毎年実施するフォローアップによる課題の抽出・改善を図ること、各種施策を確実に実施」等が規定されており、これに基づき関係機関と協力しつつ各施策の実行に取り組んでいきます。</li> <li>・ご指摘の非常時の飲料水等についても、「地震防災基本戦略」で備蓄や集積・搬送拠点の整備、広域連携の体制構築を進めることとしており、関係機関等と連携して対応することが重要と考えています。</li> </ul>

## **6.3 意見聴取**

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえ「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### **6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取**

学識経験を有する者等からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### **6.3.2 関係住民からの意見聴取**

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### **6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取**

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### **6.3.4 関係利水者からの意見聴取**

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

### **6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取**

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。